

議案第10号

渋川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

渋川市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年渋川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を加えるため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(サービスの宣誓) 第2条 (略) <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(サービスの宣誓) 第2条 (略)</p>